

国民健康保険税・長寿医療保険料が年金天引きの方へ

口座振替もご利用いただけます

国民健康保険税・長寿医療保険料の納付が年金天引き（特別徴収）になっている方は、申し出により、口座振替（通帳引き落とし）に納付方法を変更することができます。

口座振替での納付を希望する方は、次により手続きをしてください。

□受付窓口

市民生活課 保険年金係
(市役所1階)

□手続きに必要なもの

- 被保険者証
- 引き落としをする口座の通帳と、その通帳の届出印

□申し出の期限

平成22年1月29日(金)

期限までに手続きをした場合は、4月から年金天引きを停止し、口座振替に変更します。
期限を過ぎても受け付けますが、

その場合は6月以降の変更となります。

なお、年金天引き、口座振替のいずれでも、納付総額は同じです。

※納付方法を口座振替に変更した場合、確定申告などをする際の社会保険料控除は、支払った方に適用されます。これにより、世帯全体の所得税や住民税が減額となる場合があります。

■問い合わせ

市民生活課 保険年金係

☎75-2159

新成人のみなさんへ

国民年金への加入手続きはお済みですか

国民年金は国が責任を持って運営する公的年金制度です。日本国内に住所を有する20歳から60歳までの方が加入することになっています。
国民年金の加入者（被保険者）は次の3種類です。

- ①自営業者、学生などは「第1号被保険者」に、
- ②サラリーマン、公務員は厚生年金や共済組合に加入すると同時に「第2号被保険者」に、

- ③第2号被保険者に扶養されている配偶者（妻または夫）は、「第3号被保険者」になります。

国民年金などの公的年金は、老後の所得保障だけでなく、病気やけがで障害が残ったときや、18歳未満の子どもを残して親がなくなったときにも年金が支給されるなどで、思いがけない「万が一」もサポートします。
なお、学生や収入が少ないために国民年金保険料の納付ができない場

合は、申請することによって保険料の納付が猶予または免除となる制度もあります。

○加入手続きは、第1号被保険者は市役所で、第3号被保険者は配偶者の勤務先などを経由して行います。
第2号被保険者は厚生年金保険などの加入手続きに合わせて行いますので、個別の手続きは必要ありません。
第1号被保険者となる方は、20歳になったら忘れずに加入手続きを行ってください。

■問い合わせ

市民生活課 保険年金係
☎75-2159

小・中学生の保護者の方へ

就学援助制度のご案内

就学援助制度は、小・中学校への子どもが就学に経済的な理由でお困りの保護者に、学用品費や学校給食費などの就学上必要な経費の一部を援助する制度です。

□就学援助を受けることができる方

市内在住で、小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者で「生活保護法に規定する要保護世帯に準ずる程度に困窮している」と認められる世帯の方などが対象です。ただし、収入や資産の状況などにより、援助の対象とならない場合があります。

□申請

援助を希望する方は、市役所4階の教育委員会学校教育課までお越しください。また、各小・中学校でも相談できます。

□認定

定例教育委員会での協議により認定されます。4月1日からの援助を希望する方は、2月15日(月)までに申請してください。年度途中から援助を希望する方は随時申請を受け付けています。

ただし、就学援助費のうち学用品費・学校給食費などは、認定月日以降の金額(月割額)が支給されます。

■問い合わせ

教育委員会 学校教育課
☎75-2227